

# 死因究明等推進計画の推進状況(令和5年3月末現在)

## 1. 死因究明等に係る人材の育成等

- 検案医** ・厚生労働省において、日本医師会に委託して「死体検案研修会（基礎）」、「死体検案研修会（上級）」を実施  
 【修了者数】 R3年度：543人（基礎）、183人（上級）  
 R4年度：505人（基礎）、84人（上級）
- CT等** ・厚生労働省において、日本医師会に委託して「死亡時画像診断研修会」を実施  
 【修了者数】 R3年度：263人（医師）、263人（診療放射線技師）  
 R4年度：756人（医師）、598人（診療放射線技師）
- 検視官  
鑑識官** ・警察庁、海上保安庁において、検視官・鑑識官等の死体取扱業務に従事する職員を対象に専門的な研修を実施  
 ・警察関係者と医療関係者等が連携した研修・訓練を実施

## 2. 死因究明等に関する教育及び研究の拠点の整備

- 大学** ・法医学等の基礎研究分野における優れた人材の養成等を行う教育拠点を構築する取組を支援するため、基礎研究医養成活性化プログラム事業を推進

## 3. 死因究明等を行う専門的な機関の全国的な整備

- 協議会** ・厚生労働省において、死因究明等推進地方協議会の設置・活用を促進  
 【地方協議会を設置した都道府県数】 R4年3月末時点 43都道府県  
 R5年3月末時点 47都道府県  
 （全都道府県で設置）
- 拠点** ・厚生労働省において、令和4年度から、各地域における死因究明等の体制の構築を推進するため、死因究明拠点整備モデル事業を実施  
 【実施状況】 R4年度：大阪府、京都府、香川県、沖縄県で実施中

## 4. 警察等における死因究明等の実施体制の充実

- 解剖** ・警察及び海上保安庁において、必要な解剖を確実に実施  
 【解剖件数】 R3年：司法解剖8,564件、調査法解剖3,213件  
 R4年：司法解剖9,182件、調査法解剖3,286件
- 検視官** ・警察において、検視官が死体や現場の状況を離れた場所からリアルタイムで確認できる映像伝送装置の整備・活用を推進
- 鑑識官** ・海上保安庁において、検視等を担当する鑑識官を増員配置  
 【鑑識官が配置された海上保安部署数】 R3年度：78部署  
 R4年度：86部署

## 5. 死体の検案及び解剖の実施体制の充実

- 支援** ・厚生労働省において、異状死死因究明支援事業を通じて都道府県が実施する解剖等に対する財政支援を実施  
 ・厚生労働省において、死亡時画像診断システム等整備事業を通じて死因究明のための解剖等に必要施設・設備の整備に対する財政支援を実施

## 6. 死因究明のための死体の科学調査の活用

- 薬毒物  
CT** ・警察及び海上保安庁において、必要な薬毒物検査や死亡時画像診断を確実に実施  
 【薬毒物検査実施件数】 R3年：16万3,012件  
 R4年：18万4,474件  
 【死亡時画像診断実施件数】 R3年：1万6,608件  
 R4年：1万8,326件
- 科捜研** ・警察庁において、科学捜査研究所における薬毒物の分析機器の更新や指定薬物等の鑑定用標準品の整備等を推進

## 7. 身元確認のための死体の科学調査の充実及び身元確認に係るデータベースの整備

- DNA等** ・警察庁において、DNA型記録や歯科所見情報を含む身体特徴等の照会により身元確認に活用する「身元確認照会システム」を適正かつ効果的に運用  
 【身元不明死体の身元確認件数】 R3年：191件  
 R4年：155件
- 歯科** ・厚生労働省において、「口腔診査情報標準コード仕様」を保健医療情報分野の標準規格として採用した上、標準コード仕様を用いた身元確認データベースの構築に向けて検討を推進

## 8. 死因究明により得られた情報の活用及び遺族等に対する説明の促進

- 通報** ・警察において、死因・身元調査法に基づき、必要に応じて関係行政機関への通報を実施  
 【通報件数】 R3年：1,497件  
 R4年：2,045件
- 遺族  
説明** ・厚生労働省において、死亡診断書等の内容について遺族にできるだけ丁寧に説明するよう死亡診断書等記入マニュアルに記載してその周知を促進  
 ・警察、検察庁、海上保安庁において、遺族等に対し、第三者のプライバシーの保護等に留意した適切な説明を推進

## 9. 情報の適切な管理

- ・関係省庁において、死因究明等により得られた情報を取り扱う者に対して、情報管理の重要性について周知